



備える。

「備える。」を町がお手伝いします。 ～防災グッズ購入助成事業～

- 購入費の2分の1を町が助成
- 助成の限度額は5,000円
- 1世帯に1回限り
- 「非常持出袋・懐中電灯・携帯ラジオ」は必ず購入

町では、災害が発生した場合、皆さんが持出用品として準備をする、防災グッズについて、購入費用の一部を助成します。

防災グッズは、町内8店（北檜山区3店、瀬棚区3店、大成区2店）の「指定登録店」で購入していただくこととなりますが、指定登録店により取り扱う品物が異なりますので確認してください。

※申請の方法、指定登録店などについては、7月14日、8月25日配布のチラシをご覧ください。



日本は自然災害の多い国です。しかし現在の技術では事前に防ぐことはできません。

「災害」は忘れたところに訪れ、大きな被害を残していきます。私たちは平成5年7月12日北海道南西沖地震を経験し、そして3月11日の東日本大震災により、あらためて自然の力がもたらす恐ろしさを実感しました。

万が一災害が発生し余儀なく避難生活を送ることになったとき、救援物資が届くには最低でも3日間ばかりかかるとされています。それまでの食料や、水、ちよつとしたケガをしたときの手当てをする衛生用品などを皆さん準備していますか？

南西沖地震を経験した私たちだからこそ「備える。」「助け合う。」「この言葉の意味を今あらためて考えてみませんか？

写真：平成5年7月12日北海道南西沖地震（大成区）

「備える。」を皆さんが準備します。 ～グッズを購入！助成額は？～

防災グッズの助成は、購入した金額の2分の1、そして5,000円が限度額です。例えば…

例1) 防災グッズを5,000円購入した場合
…助成額 2,500円
助成額が5,000円を超えていないため、1/2の2,500円が助成額となり、2,500円が自己負担となります。

例2) 防災グッズを15,000円購入した場合
…助成額 5,000円
助成の限度額が5,000円であるため、5,000円が助成額となり、10,000円が自己負担となります。

